

目黒区登録業者の指名停止措置について

番号	事業者名	所在地	指名停止期間	理由	措置基準
1	(株)富士通ゼネラル	神奈川県川崎市高津区末長三丁目3番17号	平成29年2月16日から 平成30年8月15日まで (18か月間)	全国の自治体などが発注した消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令が行われたため。	基準別表第2 2(2)
2	日本電気(株)	東京都港区芝五丁目7番1号	※現在指名停止中 平成28年8月3日から 平成29年5月2日まで (9か月間) 平成29年5月3日から 平成30年2月2日まで (9か月間)	全国の自治体などが発注した消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令が行われたため。 ※当該事業者には既に指名停止措置を講じているところであるが、今回の違反行為により指名停止期間を9か月追加する。	基準別表第2 2(2)
3	沖電気工業(株)	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号			↓ <期間短縮> 基準第4条第3項第1号
4	日本無線(株)	東京都中野区中野四丁目10番1号	平成29年2月16日から 平成29年11月15日まで (9か月間)	全国の自治体などが発注した消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令が行われたため。	
5	(株)日立国際電気	東京都港区西新橋二丁目15番12号		全国の自治体などが発注した消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令が行われたため。	